

平成23年2月17日  
改正 平成24年2月2日  
改正 平成26年10月9日

## 日本国のODAにおいて不正行為を行った者等に対する措置要領

### (措置)

- 第1 日本国政府は、生産物又はサービスの調達のための契約（以下「調達契約」という。）であって、無償資金協力に係る取極に基づき日本国が供与する資金により行われる事業に必要な契約を締結する資格を有する者（以下「有資格者」という。）が、別表「措置基準」第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）の要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該期間（以下「措置の期間」という。）に行われた入札・契約関係手続に基づいてなされた当該有資格者との契約は、認証（無償資金協力に係る取極にいう適格な契約と認めることをいう。以下同じ。）しないこととする。
- 2 日本国政府は、調達契約を認証しない措置（以下単に「措置」という。）を行う場合、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに基づきその実施のために必要な業務を行う無償資金協力事業において、同様の措置を行うことにつき、JICAと協議を行うことができる。
- 3 日本国政府は、認証した調達契約について、当該契約を締結した有資格者が、認証後に当該契約に関連して別表各号の要件に該当することとなった場合には、当該行為の内容及び当該事業の進捗状況を考慮しつつ、認証を取り消すことができる。
- 4 日本国政府は、措置の期間中の有資格者が、同措置の対象となった事由とは別の事由により新たに別表各号の要件のいずれかに該当することとなったときは、既に行っている措置の終了を待つことなく、重ねて措置を行うことができる。この場合、措置の期間が連続して36か月を超えることを妨げない。

### (下請負人及び共同企業体に関する措置)

- 第2 日本国政府は、第1第1項の規定により措置を行う場合において、当該措置について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、措置を行なうものとする。また、本項の規定による措置を受けた下請負人又は第1第1項の規定による措置を受けた有資格者が、措置の期間中に無償資金協力事業の調達契約に係る工事又は業務の全部又は一部を下請し、又は受託することを認めないこととし、措置の期間中にこれらの者が工事又は業務の全部又は一部を下請し、又は受託する調達契約は、認証しないこととする。
- 2 日本国政府は、第1第1項の規定により共同企業体について措置を行うときは、当該共同

企業体の構成員（明らかに当該措置について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対する措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、措置を併せ行うものとする。

- 3 日本国政府は、第1第1項又は前2項の規定による措置を受けた有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格者に対する措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、措置を行うものとする。

（措置の認定）

- 第3 日本国政府は、第1第1項において有資格者が別表の各号の要件に該当することの事実認定に当たり、必要に応じ、関係機関に対し、事実関係に関する報告を求めることができる。

（外国法令違反）

- 第4 有資格者が、別表第2第1号から第5号までのいずれかに定める我が国の法令の規定に相当する外国の法令の規定に違反し、司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされた場合には、当該各号に該当するものとみなす。

（措置の期間の特例）

- 第5 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ措置の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における措置の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（但し、当初の措置の期間が1か月に満たないときは1.5倍、別表第2第2号又は第5号の措置要件に該当するときには2.5倍）の期間とする。

- 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る措置の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間（措置の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- 二 別表第2第1号の措置要件に係る措置の期間の満了後1年を超え3年を経過するまでの間に、同表第1号の措置要件に該当することとなったとき。

- 三 別表第2第2号の措置要件に係る措置の期間の満了後1年を超え3年を経過するまでの間に、同表第2号の措置要件に該当することとなったとき。

- 四 別表第2第3号、第4号又は第5号の措置要件に係る措置の期間の満了後1年を超え3年を経過するまでの間に、同表第3号、第4号又は第5号の措置要件に該当することとなったとき。

五 前各号のいずれかによる措置の期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第5号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき(前各号に掲げる場合を除く。)

3 日本国政府は、別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、措置を行わないこと、又は別表各号の規定による措置の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。

4 日本国政府は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える措置の期間を定める必要があるときは、措置の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)に延長することができる。

5 日本国政府は、措置の期間中の有資格者について、当該措置の対象となった事由に関して情状酌量すべき特別の事由又は措置の期間を加重すべき特別の事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第6に定める期間の範囲内で措置の期間を変更することができる。

6 日本国政府は、措置の期間が満了した有資格者について、当該措置の対象となった事由が別表第2第2号又は第5号にも該当し、かつ、極めて悪質な事由のあることが明らかとなったときは、当初の措置の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の措置の期間を控除した期間をもって、新たに措置を行うことができるものとする。

7 日本国政府は、措置の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について措置を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する措置の期間の特例)

第6 日本国政府は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより措置を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、措置の期間を加重するものとする。また、別表第2第5号の措置要件にも該当することとなった場合には、措置の期間を更に加重するものとする。

一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号、第4号又は第5号に該当したとき。

二 別表第2第3号、第4号又は第5号に該当する有資格者について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)

談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）若しくは業務妨害（刑法第233条又は第234条。以下同じ。）に係る確定判決（外国における確定判決を含む。）において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害、談合若しくは業務妨害の首謀者であることが明らかになったとき。

三 別表第2第3号、第4号又は第5号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

五 日本国政府又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害、談合又は業務妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

#### （改善措置の報告）

第7 日本国政府は、措置の期間が満了するまでに、措置の期間中の有資格者から、当該措置要件に該当する改善措置の報告を徴するものとする。

ただし、日本国政府が第5第7項の規定により措置を解除したときは、この限りではない。

2 日本国政府は、措置の期間中の有資格者について、前項の規定による改善措置の報告がなされないまま措置の期間が満了した場合、同報告の提出がなされるまでの間、措置の期間満了後に行われた入札・契約関係手続に基づいてなされた当該有資格者との契約は認証しないこととする。

#### （措置の通知）

第8 日本国政府は、第1第1項、第2各項、第5第6項若しくは第9第2項の規定により措置を行い、第5第5項の規定により措置の期間を変更し、又は第5第7項の規定により措置を解除したときは、被援助国政府及び当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

#### （措置に至らない事由の場合）

第9 日本国政府は、措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。

2 日本国政府は、前項の規定により警告等を受けた有資格者が当該警告等を受けた日から1年を経過するまでの間に、前項の規定による警告等を受ける事態を繰り返したときは、別

表第2第6号に該当するとして措置を行うことができる。

附則

- 1 この要領は、平成23年2月17日から実施する。
- 2 「日本国の無償資金協力事業において不正行為を行った企業に対する措置要領」(平成12年7月25日付け)は、廃止する。
- 3 この要領の実施前にした行為に対する措置の適用については、なお従前の例による。

附則(平成24年2月2日(一部改正))

この要領は、平成24年2月2日から実施する。

附則(平成26年10月9日(一部改正))

- 1 この要領は、平成26年10月9日から実施する。
- 2 この改正の実施前に実行された行為に対する措置の適用については、改正後の第5第3項の規定を除き、改正前の要領による。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 我が国のODA事業に係る調達契約に関し、当該契約に係る一連の調達関連書類等に虚偽の記載をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑業務)</p> <p>2 我が国のODA事業に係る調達契約に関し、当該契約に係る業務の履行に当たり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、我が国のODA事業に係る調達契約に関し、当該契約に係る業務の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手先として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 我が国のODA事業に係る調達契約に関し、当該契約に係る業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(業務関係者事故)</p> <p>5 我が国のODA事業に係る調達契約に関し、当該契約に係る業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>

(注)「ODA」とは、開発途上地域の経済開発、福祉の向上に寄与することを主目的とした、日本政府又は政府実施機関による無償資金協力、技術協力、国連諸機関、国際機関への出資、拠出、政府貸付等で、グラント・エレメント (G.E.) が 25%以上のものをいう（別表第2について同じ。）。

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 我が国のODA事業に係る業務との関係で、有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が、刑法第198条(贈賄)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴提起を知った日から2か月以上18か月以内</p>
<p>(不正競争防止法違反行為)</p> <p>2 我が国のODA事業に係る業務との関係で、有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴提起を知った日から6か月以上36か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 我が国のODA事業に係る調達契約に関し、独占禁止法第3条、第6条、第8条第一号又は同条第二号に違反し、契約相手先として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害、談合又は業務妨害)</p> <p>4 我が国のODA事業に係る調達契約に関し、イ又はロに掲げる者が刑法第96条の6第1項(競売入札妨害)、同条第2項(談合)又は同法第233条若しくは第234条(業務妨害)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)</p> <p>ロ 有資格者の役員(執行役員を含む。)、その支店若しくは営業所を代表する者又は有資格者の使用人であって、イに掲げる者以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴提起を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為)</p> <p>5 我が国のODA事業に係る調達契約に関し、独占禁止法第3条、第6条、第8条第一号又は同条第二号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を含</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴提起を知った日から6か月以上36か月以内</p>

<p>む。)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
--	--